

就学援助の基準・申請・支給等について

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

認定基準を生活保護基準の1.3倍以上としているのが、20市町村(37%) (1.4倍以上の6市町村(1.1%)含む)であった。岡崎市、安城市が基準値を微増している。

※就学援助認定基準の「その他」欄の○中数字は、次の基準。

①生活保護受給者、②生活保護を停止または廃止された者、③市民税非課税または減免された者、④個人事業税または固定資産税が減免された者、⑤国民年金保険料が減免された者、⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者、⑦児童扶養手当が支給された者、⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者、⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職業安定登録日雇労働者、⑩その他経済的に困窮している者

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明
	生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可	
合計	—	—	—	—	14	7	33	1
1 名古屋	1.0	2015年4月の基準を用いた	2,468,000	3,145,000		○		—
2 豊橋	1.3	②③④⑤⑥⑦ 改定前基準額	2,254,000	3,334,000	○			—
3 岡崎	1.24	2014年度1.2倍→2015年度1.24倍へ	2,180,000	3,030,000		○		—
4 一宮	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩、改定前の基準を使用	1,730,000	2,650,000			○	—
5 瀬戸	1.25	児童扶養手当受給者、市民税非課税、国保減免など。	1,850,000	3,000,000			○	—
6 半田	1.3	2013年度1.0倍→2014年度1.3倍へ	約200万	約310万			○	—
7 春日井	1.2	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩、ひきつづき引き下げ前の生活保護基準を用い	約190万	約290万			○	—
8 豊川	1.27	2015年度から1.23を1.27に引き上げ	2,011,832	2,762,859			○	—
9 津島	1.0	①②③④⑤⑥⑦⑩ 2013年8月以前の基準利用	1,870,000	2,560,000	○			—
10 碧南	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩かつ、生保家庭に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める場合。学校納付金の納付状態の悪い者。基準引き上げ(1.0→1.2)	1,786,680	2,189,724			○	—
11 刈谷	(1.4超)	⑦の認定基準。収入状況の急変等により困窮している世帯については、申請理由等を確認の上審査	2,300,000	3,060,000			○	—
12 豊田	1.3	1.3倍以上であっても民生委員の現状確認に基づいて判定している	2,095,000	3,185,000		○		—
13 安城	およそ1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩等要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が特に認める者。	2,380,000	2,490,000		○		—
14 西尾		申請時の該当要件事由を認定基準としている。要件に該当しない場合は特別支援教育就学奨励費負担金の認定方法で判定。	1,570,000	2,350,000		○		—
15 蒲郡	1.3	特別支援教育就学奨励費の支弁区分の算定に用いる基準額表を使用。基準を超えた場合でも、特別な事情があれば認定。	社会保険料・生命保険料等の控除分が加算されるため、この条件だけでは所得基準額を算出できない				○	—
16 犬山	1.2	特別支援教育就学奨励費の早見表を用いて審査、生保引き下げ以前と変わっていない。	1,699,804	2,605,003			○	—
17 常滑	1.3	以前から1.3倍を基準としていたため、知多半島自治体で比較した場合低い水準ではなかったのを見直しなかった。	1,907,993	2,339,765			○	—
18 江南	1.2	2013年度当初の基準	約220万	約300万			○	—

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明	
	生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可		
19	小牧市	1.3					○	—	
20	稲沢市		①②③④⑤⑥⑦⑧⑩	校長の意見、民生委員助言で個別対応	○	継続のみ		⑧のみ必要	
21	新城市	1.3			○			—	
22	東海市	1.3	③④⑤⑥⑦⑧⑨、昨年度引き上げを維持	1,990,233	3,016,619			○	—
23	大府市	1.2	生保引き下げによる影響を調査	1,448,532	2,043,648			○	—
24	知多市	1.3	保有する資産等は含めない。世帯内の前年所得で審査。②③④⑤⑥⑦⑧⑨。	1,756,898	2,497,482			○	—
25	知立市	1.4超	児童扶養手当の所得制限の1.1倍を目安としている	(1.6)253万	(1.4)336.6万			○	—
26	尾張旭市	1.25		2,100,000	2,850,000			○	—
27	高浜市	1.0	母子・父子家庭は1.5倍。	2,130,000	2,180,000			○	—
28	岩倉市	1.1	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩、引き下げ前の基準	1,699,170	2,574,383	○			—
29	豊明市	1.2	2012年度の基準年を使用し、対象者に不利にならないようにしている	2,340,000	3,168,000	○			—
30	日進市	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨、認定基準のみならず、該当世帯の家計簿の状況を個別に判断し、認定する。	約207万(控除なし)	約332万(控除なし)			○	—
31	田原市	1.25	基準引き下げ前の基準を用いて認定	1,771,000	2,710,000		○		—
32	愛西市	1.2	基準引き下げ前の基準を用いて認定	2,255,000	3,077,000	○			—
33	清須市	1.3	②③④⑤⑥⑦⑧	所得基準は設けていない				○	—
34	北名古屋	1.2	①②③⑤⑥⑦⑩、派遣切りなど急激に収入が減少した方(生保基準の1.3倍)、生保基準見直し前を維持	社会保険料等が不明のため産出不可	社会保険料等が不明のため産出不可		○		—
35	弥富市	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1,648,000	2,701,000			○	—
36	みよし市	1.5	引き下げ前の生活保護基準を適用	約210万	約325万		○		—
37	あま市		①②③④⑤⑥⑦⑧⑩			○			—
38	長久手市		申請時に面談、収支入状況等を聞き、教育委員会で審議。生保基準を基準にしないため対応の必要なし。			○			—
39	東郷町	1.3		153,000/月	249,000/月	○			—
40	豊山町	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑩「生活扶助(1類+2類+教育扶助)×1・2+住宅扶助(1・3倍認定額)+母子加算	1,824,840	2,489,808	○			—
41	大口町	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,690,000	2,600,000			○	—
42	扶桑町		国の基準に準ずる					○	—
43	大治町	1.2	①⑦⑩罹災・失業等特別な事情により生活が急変した者、または経済的に困窮した者	算出していません				○	—
44	蟹江町	1.1	認定は、新基準で行っているが、超過した場合は旧基準で再計算し認定(旧基準の限度内なら認定)	約180万(賃貸) 約240万(持家) ※家賃額により減額の場合あり。	約240万(賃貸) 約300万(持家) ※家賃額により減額の場合あり。	○			—
45	飛島村		国の認定基準にあたっての目安に添って認定。	申請者の生活困窮の状況を民生委員、学校長に聞き取りをし認定				○	—

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明	
	生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可		
46	阿久比町		児童扶養手当での所得制限を準用				○	—	
47	東浦町	1.4超	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 児童扶養手当の所得制限各基準	2,608,970	3,096,834			○	—
48	南知多町	1.3	計算したところ、2013年度で認定された不認定世帯なし。	1,938,170	2,372,682			○	—
49	美浜町	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 生保は収入額認定によるが、就学援助は所得額で判定、引き上げ前の基準に変更。	持ち家 1,651,025 借家 2,377,985	持ち家 2,631,667 借家 3,358,627			○	—
50	武豊町	1.3		約193万	約248万			○	—
51	幸田町	概ね1.5	生保基準を参考に制度運用を行い、結果として認定に影響なし	約218万	約276万			○	—
52	設楽町			190万	285万			○	—
53	東栄町		個別対応			○		—	
54	豊根村		個別対応			○		—	